無線通信アドバイザリーグループ（RAG）

資料２－６

第18回会合報告書

【会合名称】 ITU-R 無線通信アドバイザリーグループ（RAG）

　　　（各SG運営、管理と作業計画検討）

【会期】 ２０１１年６月８～１０日

【開催場所】 スイス・ジュネーブ　ITU本部

【概要】

無線通信アドバイザリーグループ（Radiocommunication Advisory Group、RAG）は、ITU条約第11A条に規定された会合であり、世界無線通信会議(WRC)の準備や無線通信総会(RA)、ITU-R Study Group(SG)に関する作業、優先度、財政的事項等について検討し、その結果を無線通信局長に提示することを任務としている。

RAG 会合は通常年１回開催されており、今回の会合は、2011 年6 月8 日～10 日の3日間の日程でITU 本部（ジュネーブ）において開催された。出席者は、38か国及び16 組織から140 名であり、我が国からは、総務省、（独）情報通信研究機構、日本放送協会、㈱NTT ドコモ、KDDI(株)、(社)電波産業会及び(株)ワシントンコアから8 名が出席した。

本会合の主な審議結果は以下の通り。

* + 衛星のコストリカバリー問題に関連してBRが理事会への提案を検討していた衛星に対する新たな年間費用の設置はイラン、サウジアラビア、米国、フランス、カナダ、UAE、スウェーデンなど数多くの主管庁が反対したため、現時点では議長ノートされるに留まった。
  + 次回のWRC後に開催されるCPMをどのタイミングにするのかについては、WRCの直後の週末、あるいは従来どおり翌週の平日などいくつかの案について議論されたが、RAGの結論としてはWRC直後の週末とし理事会で審議することとされた。
  + 入力文書の提出期限の統一については、ロシアがITUの3セクターで統一すべきとしたが、米国、イラン、ドイツ、サウジアラビア、フランス、イタリアなどから現状のITU-R規定（決議ITU-R 1-5）は十分有効に機能していると反対意見があったことから、セクター毎に定めることができる柔軟性を維持すべきとされた。
  + AAP（Alternative Approval Procedure）は現状では有効に機能しておらず、規制事項に関連しない課題にはAAP適用を増やすべきという中国からの提案については、現時点では通常の承認かPSAA（Procedure for Simultaneous Adoption and Approval）かのいずれかになっておりPSAAで手続きの簡素化は図られているため、その必要はなく、逆にAAPを定義している決議45の削除も含めて検討すべき、とSG議長らが主張したこともあり、本事項についてはRAGとしてはノートに留めることになった。
  + SCだけではなくSGやWPにおいても規制事項を審議できる点を明確にするために決議ITU-R 38を修正すべきという米国からの提案は、欧州各国からの支持を得たが、中東からは、現状の規定（決議ITU-R 2など）で規制事項検討もできるので問題はなく、またSG/WPにどこまで権限を持たせるかについては慎重に判断すべきという反対意見があったことから、RAGとして合意は形成できず、RAにて審議されることが適切であるとされた。
  + 意見ITU-R 95を削除することを提案する日本からの寄書の審議では、その主旨についてはカナダが賛同したが、実際にはRAが定めることであり、決議ITU-R 6-1及び決議ITU-T 18の内容に照らして判断することが重要であるとカナダ、UAEが提案したことから、決議ITU-R 1/5のCGに含めて検討することで合意された。
  + BR情報システムの見直し、決議ITU-R 1/5の改訂、PP決議166（Vice-chairmanの選出要件）、戦略計画の4件についてはCGが設置されることになり、いずれもToRが作成された。

以下は各審議事項の概要である。

1. 議題の承認

議題については、一部に文書の割り振りの修正や異なるセクションへの移動などがあったほかは特段大きな議論はなく承認された。

すべての審議が終了した後に、昨年と同様に本RAG会合の要旨報告書案の審議を加えたいとイランが主張したが、昨年の経験でも最終日までにこのような文書を準備することが時間的に難しかったこと、また文書が完成してもその内容について具体的な議論や意見交換をする時間がなかったという経験を踏まえて、通常のプロセスで進めるべきという米国やロシアからの意見があった。

議論の結果、1）BRが要旨をとりまとめた文書を英語のみで最終日の午後までに用意・提示はするが、2）本会合の正式な報告書は通常のプロセスに則り、会合終了後、主管庁に回覧され、次回のRAGにて正式に承認される、という手順をとることで合意された。

1. 理事会及び全権委員会議関連事項

2.1 衛星のコストリカバリー問題

入力文書： Doc./1(§2) Add.4, 15(IRN)

BRよりDoc./1（§2.1）について説明され、有害干渉の回避と軌道リソースの利用の公平性確保が最重要事項である点を踏まえ、BRでは使われていない衛星をMIFRから削除するなどの対応をとっていることが説明された。とはいえ、過去2年間で83件の衛星がMIFRから削除あるいは一部削除されたものの、毎年250もの衛星が新規登録されている状況にあり、ペーパー衛星問題が軌道の混雑問題を深刻化させている実態が説明された。また、Add. 4に基づきコストリカバリーの近年の状況が説明され、2010年には収入が上回る状況にあることが報告された。

コストリカバリーについては衛星オペレータによる公平なコスト負担の配分が望ましいこと、特に既存衛星と新規衛星によるコスト負担の公平性が問題になっていることがBRから指摘された。現行の体制では、新規登録時の検証作業のコストは新規衛星が負担しており、過去に登録済みである既存衛星は新規登録やそれに係る検証コストを負担していないため、新規衛星と既存衛星の間にコスト負担面での不公平があるとの意見がある。この問題を是正するためにすべての衛星に対して課金する新たな年間費用を設けるなど新しいメカニズムが模索・検討されているところであり、この案は10月の理事会で議論することが想定されている点がBRから報告された。

イランからはDoc./15に基づき、コストリカバリー問題は財務面に関する事項であり、理事会で議論することが適切であること、また、コストリカバリー（Decision 482）はもともとITUの資源をより多く使用しているものがより多くの費用を負担すべきという考えに基づいたものであり、衛星登録申請のバックログを減らすことが目的ではなかったこと、したがってバックログの減少をコストリカバリーに関連付けることは適切ではないとの意見が出された。

これ以外にも、BRが検討している新しい年間費用設置の案については反対意見が多かった。例えば、Hispasat（スペイン）は、コストリカバリーはペーパー衛星問題の解決には効果を発揮していないとした上で、年間費用の徴収には反対であるとした。また、サウジアラビアはコストリカバリーに関する問題は衛星に関する議題の一部としてWRCにて議論すればよいと主張した。米国はコストリカバリー問題はこれまでにも再三議論されており、これ以上、議論を再燃させるべきではないとして年間費用の徴収に反対した。更に、フランスもDecision 482は国内法に大きな影響を及ぼすセンシティブな事項であることから内容はできる限りStableであるべきで、これについて議論を復活させることは好ましくない、として年間費用の徴収に反対した。カナダ（FINREG議長）もこれに同調し、少なくとも現時点ではDecision 482を改定すべきではないとした。UAEやスウェーデンもこれらの意見に賛同した。

このように年間費用の徴収については各国からの反対意見が数多く寄せられ、現時点でRAGにて共通見解を出すことはできず、理事会あるいは全権委員会議の決断に委ねることが適切であるとの判断に至り、BRからの提案は議長ノートされるに留まった。

なお、BRからはDoc./1（§2.2）について全権会議の決議162（新設の独立管理諮問委員会（Independent Management Advisory Committee (IMAC)に関する準備）と決議163（安定した憲章について）に対応するため理事会にWorking Groupが2つ新設されたことが簡単に紹介された。

2.2 ITU刊行物への無料アクセス（PP 決定12とPP 決議66）

入力文書：　Doc./1(§3) Add.1

ITU-Rの勧告が無料でオンラインにより提供されるようになってからダウンロード数が急増していることがBRより報告された。RRもオンラインで無料アクセスを提供できるようになるとよいとスウェーデンが主張したが、予算均衡の観点から慎重に進めるべき、という意見もあり、全権委員会議の決定12（Guadalajara, 2010）で言及されている通り、RRのオンラインによる無料提供を実施することになった場合にはITUの収益がどれほど減少するのかについてBRに試算を出すことが求められた。

また、全権委員会議の決定に基づき、新しい刊行物の料金体系に関するポリシーが定められており、これに則って2011年1月1日から監視ハンドブックを含む刊行物の料金が設定されてきた。この新しい料金体系に関するポリシーについては、市場価格（マーケットプライス）を適用するという考え方も含まれているが、RRの中で遵守が必須とされている刊行物については、市場価格ではなくコストベースでの料金設定が適切ではないかとの意見が出された。また、この料金体系に関するポリシーそのものの内容についても把握しておきたいとするスウェーデンが、これを情報文書として公開することをBRに求めた。

2.3 予算案

入力文書： Doc./1 Add.3

2012～2013年の予算案について、WRCの開催などにより一部で経費が上昇するものの15名ほどの人員削減（引退が主な理由）でコスト削減効果があること、CPM会合がないこともあり、SG関連のコストが縮小できること、などの理由から予算均衡を保てる予定であることがBR局長から報告された。

これに対し、イランからは今後も引き続き予算削減のために人員削減をすることは極力避けるべきであるとの意見が出された。また、コスト削減の一案として第1回CPMをWRCの期間内に実施するという案も検討するべきであること（後述）、また、通常（SG5以外の）SG会合の開催期間は1日で十分であること、更に、第2回CPMの最終日にCDが完成するのはよい考えであるが、BRが期限に追われて急いで作業することになると文書の改定において間違いが多く発生すること、またこれを待つために参加者のジュネーブ滞在が長引く可能性もあることからCPMが終わってから、別途CDが配布されることで十分である、などいくつかのコスト削減策、改善策が提示された。FINREG議長がこの意見は貴重であるとし、理事会でも参考にすべきと発言した。スウェーデンもCPM報告書は会合終了後に配布されることでよいと賛成した。

2.4 CPM15-1の開催日程について

入力文書： Doc./1(§3.2.1)

上述の通りイランから予算削減案のひとつとしてCPM会合のタイミングが話題にあがったことから、CPM15-1の開催日程について議論された。CPM15-1については、もともと以下の案1と案2の2つのオプションが検討されているところであったが、今回の議論を経て案3、案4が追加された。これらの概要と主な支持国は以下の通りである。

* + 案1）WRC直後の土曜日と日曜日：ニュージーランド、韓国、UAE
  + 案2）WRC次週の月曜日と火曜日：カナダ、フランス、スウェーデン、サウジアラビア
  + 案3）WRC次週の火曜日と水曜日：ドイツ、イギリス
  + 案4）WRCの直後ではなく仕切りなおしで別途：イラン（あるいはWRC終了直後。WRCが早く終了すれば前倒しでCPMを開催）（フランスも許容）

CPM15-1の前には主に地域会合等を中心に十分な準備をして臨む必要があるため、WRCの直後の開催である案1は避けるべきとの意見があった（カナダ、フランス、スウェーデン）。また、特にWRCの終盤戦は長時間の審議が続き、参加者の疲れもたまりがちであることから、WRCの直後に（週末なく）CPMを開催することは生産性が低いため反対である、とサウジアラビアが主張した。

この考え方をさらに拡大して、準備期間をより長く設けるためWRC終了後の火曜日からの開催という案をドイツが提案し（案3）、イギリスがこれを支持した。

イランは、WRCの直後である必要はないため、別のタイミングで仕切りなおす方が各国にとっても都合がよいかもしれないとして案4を提示した。

ロシア、イタリアは案1でも案2でもよいが、WRC直後であるべきとの意見であった。

一方で、ニュージーランドや韓国などはできるだけジュネーブ滞在を短縮するために案1が好ましいと主張した。

これらの議論の結果、WRCの直後開催の方向（案１）でRAGからの助言をとりまとめ、BR局長がこれを踏まえて検討、理事会で審議することとされた。

2.5 入力文書の提出期限の統一

入力文書： Doc./1(§3.8), 8(RUS), 15(IRN)

Doc./1(§3.8)により全権会議の決議165で会合開催から14日前を入力文書の提出締切りとし、3セクターで統一するよう決議されたことが紹介された。

ロシアからの寄書（Doc./8）は、現行の体制（会合開催の7日前）では文書を受領してから、ITU Webへの掲載に更に時間を要しており、各国の対応時間が十分に確保できないとの問題意識から、提出期限を会合開催から12日前へと前倒しし、これを受領したBRが会合開催から8日前までに公開することを提案するものであった。イランからの寄書（Doc./15）は特に具体的な提案があるものではなかったが、RAGとして本件への対応を求めるものであった。

これについて、現行の7日前の提出期限で特段、問題は発生していないこと、また各セクターでそれぞれ会議開催周期など事情が異なることから、提出期限はセクター毎に決められるべきであると米国、イラン、ドイツ、サウジアラビア、フランス、イタリアが主張した。ただし、イランはRAG、TSAG、TDAGの3つにおいては統一するという考え方もあるであろうと意見した。

これに対し、スウェーデンは3セクターで提出期限を統一することは原則として支持できるとし、ロシア提案を支持した。ブルガリアもこれに賛同し、各国主管庁が会合前に十分な審議時間を確保することが重要であるとしてロシア提案を支持した。

このような議論を経て、3セクターで統一し、提出期限を早めることに一時、ロシアが固執したが、最終的にはWRCとRAにおいては決議165に則って14日前の提出期限が適用されることになるが、SGやWPレベルの提出期限はセクター毎に定められることで問題ないとされた。

1. Study Group(SG)活動

3.1 SGにおける作業方法

入力文書： Doc./1(§4), 3(CHN), 6(I), 15(IRN), 17(USA), 19(SG5議長)

* + BRからの報告　（Doc./1(§4)）

BRからSGの作業方法、WRC-12への準備等について報告がなされ、SGの活動によりCPM報告書内のテキストがすべて完成し、現在はCPM報告書内で参照されている議題に関連した報告書作成が各SGにて進められていること、会議の電子化が順調に進んでいること、会議室の不足問題が引き続き障害となっており、会議室Bの改装も予定されていることから更に深刻化する懸念があること、などが説明された。特に会議室Bの改装は2010年11月まで開始されないことになったというスケジュールの遅れもあり、この会議室不足問題は今後も改善する見通しが立っていない。これについてフランスがどのような対応策を考えているのかを質問し、BRは他施設の会議室を利用することも検討中であると回答した。

また、監視ハンドブック（2011年版）が完成したこと、報告書ITU-R M.2176　（IMT-Advancedの衛星無線インターフェイスに関するビジョンと要件）が完成し、これに関する勧告作成が進められていること、SG4とSG5の協働により、報告書ITU-R S.2199　（3.4～4.2GHz帯のブロードバンド無線アクセス（BWA）システムと固定衛星業務（FSS）共用検討に関する研究）が完成したこと、SG6がITU-T及びEBUとの共催でアクセシビリティーと放送、IPTVに関するワークショップを開催し、報告書ITU-R BT.2207（身体障害者向けの放送業務のアクセシビリティー）が完成したこと、などSGにおける重要な活動実績のいくつかが報告された。

* + AAP（Alternative Approval Procedure）の勧告への適用　（Doc./3）

現在、SG6においてはそれぞれの課題について、その課題から作成された勧告がAAP（Alternative Approval Procedure）で承認できるかどうかが分かるように、研究課題が作成された時点で明示されているが、他のSGではそのような実例がなくAAPの実質運用がなされていないため、規制事項に関係しない課題などについては、AAPの精神を促進すべきではないかとの中国からの寄書（Doc./3）が審議された。本提案の意図は、「ITU-Rでも規制に関連しない研究も行っている」ことをアピールし、Academia 組織からの参加を奨励すべき点にあったと思われる。イランはこの提案を基本的に支持し、課題が設定される時点でAAPが適用できるかどうかを定め、後に作成される勧告の承認手続に適用するような運用（決議ITU-R 45の規定）はITU-Rでもできるとした。フランスはITU-RとITU-TでAAPに関する承認プロセスを統一化し、承認にかかる時間をより短縮化する方向で調整することには価値があるとした。サウジアラビアはRAで結論を出すべきであると主張した。

一方、SG1議長は決議ITU-R 45で定められているAAPはもはや利用されておらず、研究課題にもAAPの適用を明示した実例はほとんどなく、通常の承認とPSAAの承認の2種類（決議ITU-R 1にて定義されている）が実質的な承認プロセスとなっており、またPSAAはAAPと実質同様の簡易手続を採用しているので、このことを考慮すればAAPを定義している決議ITU-R 45は削除されることでもよいのではないかと提案し、SG6議長もこれを支持した。

ドイツは、BRがAAPの適用状況について統計データを示し、AAPが実際に使われていないようであれば、決議45を削除してもよいのではないかと主張したが、これについては具体的な回答は出ず、RAの決断に委ねられることになった。

* + マルチバンド、マルチスタンダードの音声放送受信機の開発　（Doc./6(I)）

勧告ITU-R BS.1514（30MHz以下の放送帯域におけるデジタル音声放送のためのシステム）の最近の改訂では、複数方式の音声放送システムの存在を背景に、マルチバンド、マルチスタンダードの受信機を提供するようメーカーに要望しており、これと同じ考え方を他の放送以外の民生デバイスにも適用できるかもしれないため注意を喚起するイタリアからの寄書（Doc./6）が説明された。これはSG6で進展中の議論とも関係していて、単一の標準を策定するか、複数の標準に対応できる機器を開発するか、ダウンロード可能なアプリケーションで対応するか、などいくつかのアプローチがある点がドイツから説明された。一方、ITUはそもそも世界標準をミッションとする組織であるため、このゴールと矛盾する活動を奨励するようなことにはならないよう注意すべきとイランが指摘した。これらの議論を経て「SGは異なる標準を考慮してラジオや放送機器が地域間で問題なくローミングできるよう研究を継続するべきであるが、ITU全体の方針がワールドワイドな単一標準を追及する点である点も留意すべき」との考え方で合意され、本寄書は議長ノートされた。

* + ペーパーレス作業、作業時間、勧告におけるRRの参照等　（Doc./15（§1,2,9,10））

イランから、AppendixとAnnexについては特に記載がない限り、両者ともに同等に重要な文書であることを明確にすべきことや、ペーパーレス作業を一層、推進すべきことなどが提案された。また、一人の人物が複数の主管庁やセクターメンバーを兼務しており、一方の所属とは異なる見解を発言するといった状況もあることから、RAGとしてこのような代表団の登録及び代理発言権（Proxy）についても明確化する必要性が提示された。更に、早朝から長時間の作業をする場合や、週末に会議を開く事態が多発しており、期限があって必要な場合はともかく、議長の判断だけで週末や夜に会議を設定すべきではないため、これを明確にするガイドラインを設けるべきであると提案された。

また、勧告のconsidering, recognizingのセクションにRR条項等を参照する場合、当該条項の「解釈の記述」によっては特定の業務のステータスを変えることに繋がる可能性があることについて注意を喚起し、勧告の中にRRを参照することは極力避けるべきであることも提案された。これに対しては複数のSG議長から意見があり、SGでは必要に応じてRRを参照できるようしておくべきであるが、RRは最上位の位置付けにあるため、RRが定めた分配のステータスを変更するようなテキストの作成はもとより、RRの解釈について勧告等に含めることは不適切である、との考え方で合意された。その他については特段の議論なく議長ノートされた。

* + WPにおける規制事項の取扱い（Doc./17(USA)）

規則事項を議論する際のITU-R WPのスコープを明確化するための米国からの寄書（Doc./17）では、技術事項と規制事項の両方が入っている寄書をWPが受領した場合、規制に関する事項はすべてSCが所掌するからという理由でWPでの審議が実施されないことがあるが、決議ITU-R 2において、WRC議題に関してはWPにおいても規則手続事項を議論できることが示されているほか、決議ITU-R 38においてもSCはWRCの準備の部分のみの規則・手続事項を扱うことに制限されると示されていることから、WPでも規制事項が審議できるという点をより明確に示すために決議ITU-R 38を修正するべきであるとの提案がなされた。この米国提案にはスウェーデン、ドイツ、オランダ、フランスが賛成した。

これに対し、サウジアラビアはSGが規制事項についてCPMに報告できる点は決議ITU-R 2に記載されている通りであるため、現状でも十分明瞭でWPの作業に問題なないことから、決議ITU-R 38の修正は不要であると主張した。また、イランも「規制事項」と一言でいっても明確な定義が難しく、SGが規制事項を議論できると決議に記載した場合、表現によっては拡大解釈され周波数の分配までこの「規制」の一環として対応しかねない、と米国提案に反対した。更に、UAEもSCの結論はCPMに入力されるひとつのインプットに過ぎないのに対し、SGで作成する勧告・報告はWRCの決断を仰ぐことなく独自に承認までもっていけるため、どこまでの権限をSGに持たせるのかは慎重に判断すべき、と警鐘を鳴らした。

このように主に欧米と中東の間で大きく議論が分かれたが、カナダが多くの国がSG/WPに新しい権限を付与するのではなく、SG/WPの所掌範囲の明確化を求めているに過ぎない点を強調し、米国提案を基に何らかの修正ができるのではないかと主張した。しかし、議論を経た結果、共通見解には至らなかったため本事項はRAにて審議されることが適切であるとされた。

* + SG会合開催のタイミング　（Doc./19(SG5議長)）

新たな研究期間の立ち上げ時にはSG会合をWPの直前に1日開催し、新しい組織の構造やタスクの割り振りを実施することが有用であろうが、それ以外は基本的にはWP会合の直後にSG会合を開催することが好ましいとした上で、SG会合の開催タイミングは各SGのマネジメントチームに委ねることが適当であろうとするSG5議長からの報告は、他のSGにおいても参考にできるとの観点から議長ノートされた。

3.2 ITU-T、ITU-D及びその他組織との共同作業

入力文書：　Doc./1(§4.4), 21(J), 22(SG5議長)

気候変動と緊急通信に関する活動に例証されるように、ITU-T、ITU-Dやその他の国際機関と積極的な共同作業が進行中であることがBRから報告された（Doc./1(§4.4)）。TSAG議長からはITSに関してISOとITUのタスクフォースが設置され、ToRが完成したこと、またイランとSG1議長からは、PLTに関するワークショップがITU-R、ITU-T、ISOなどの参加者を集めて開催され、RG設置など有意義な成果があったことが報告された。後者についてはプレスリリースが6月2日に発行されている点が連絡された[[1]](#footnote-2)。

ITU-RとITU-Tの間の協力に関しては、意見(Opinion) ITU-R 95があるが、現在、両組織間の連携は決議ITU-R 6-1及び決議ITU-T 18に基づいて順調に進められていることから、意見ITU-R 95を削除することを提案する日本からの寄書（Doc./21）の審議では、その主旨についてはカナダが賛同したが、実際にはRAが定めることであり、決議ITU-R 6-1及び決議ITU-T 18の内容に照らして進めることが重要であるとカナダ、UAEが提案したことから、決議ITU-R 1/5のCGに含めて検討することで合意された。

また、PLT、電磁防護、狭帯域ホームネットワークに関して、ITU-Tとのリエゾン活動が順調に進められていることを報告するSG5議長からの寄書（Doc./22）も上記と併せて議長ノートされた。

3.3 電子的作業方法

入力文書：　Doc./5 (EDH CG), 15(IRN), 18(USA)

EDH（Electronic Document Handling）に関するCG議長からの寄書（Doc./5）が紹介され、電子文書の取扱いに関する現在の活動が報告された。決議167（Guadalajara, 2010）ではハイパーリンクを文書内に記載する際には、ITUから既に承認された文書あるいはその一部へのハイパーリンクのみが認められると定められている点について注意が喚起された。また、特に参照によりRRに統合される勧告の場合には、勧告内に記載されているハイパーリンク先の情報に簡単にアクセスできる方策を見出すことが必要であるとされた。

イランが、SG4が完全なペーパーレスによる会議を行い、何の困難にも直面せずに効率的に審議を進めることができたため、コスト削減の観点からこれを他のSGにおいても広く導入すべきであるという意見を提示した（Doc./15）。また、このようなペーパーレス会議をより普及させるために、オンライン・コラボレーション・ツールなど、さらなる技術面での改良を調査すべきと米国が提案した（Doc./18）。これらの提案は議長ノートされ、EDHを更に推進するための方策を継続検討するようBR局長に助言することで合意された。

1. BR情報システムの見直し

入力文書： Doc./14(BR)

BRは衛星と地上業務の通告に関する情報システムの見直しを検討しており、この要件定義、ロードマップの作成、コスト試算、アウトソース実施の有無の検討等を含めたタスクを担うCGを設置することになった（TEMP/1参照）。この実施にあたっては全権委員会議、理事会、WRCや地域会合で定められた決定を確実に反映し、システムとアプリケーションのセキュリティや安定性について万全の体制をとり、バックログを招くことないスムーズな移行ができるよう細心の注意を払う必要がある。そして、この新しい情報システムが完成した際には、これらのソフトウェアの知的所有権はすべてITUに帰属するものとならねばいけない。このような前提を踏まえ今後CGによる活動を開始する予定である。

この情報システムの見直しに関するBRからの提案はフランス、イラン、カナダ、ハンガリー、米国、ナイジェリア、ロシアなどから広く歓迎された。

1. RA-12関係事項

5.1 決議ITU-R 1の改定

入力文書：　Doc./15(§8)(IRN), 20(J), 24(KOR)

ITU への寄書の提出方法を定めた決議1はこれまでにも多くの改定がなされてきたが、例えば、ITU-Tの決議1においては、どのように決議や意見を作成、承認、削除するのかといった手順が極めて明確に示されているが、これとは対照的に、ITU-Rの決議1は、Question, Resolution, Opinion 等の承認手続きに不明瞭な点が多く、今後も精査・改定が必要であるとイランが主張した（Doc./15(§8)）。この問題に対応するために、イランがCG設置を提案し、オランダ、サウジアラビア、ドイツが賛同した。また、中国が決議1に限定せず、決議5や45も併せて検討したいと主張し、UAEがこれに賛同した。これらの議論を経て、本事項の審議にあたりCGが設置されることで合意に至った（TEMP/2参照）。

日本からの寄書（Doc./20）は勧告の定義の見直しを提案するものであったが、これについても上記で設置されたCGにて検討することで合意された。

韓国からの寄書（Doc./24）は勧告の文書構成や様式を一貫したものにするためガイドラインを作成することを提案するものであったが、これについてはSGに一任するべきであり、「調和」や「統一」は必ずしも必要ないのではないかという意見（スウェーデン）や様式を統一したとしてもひとつのものに限定し既存の勧告にすべて強制的に適用すべきではないという意見（日本）、柔軟性の維持は重要という意見（イラン）などもあった。いずれにしても本件についても詳細はCGにて改めて議論することとなった。

5.2 無線設備の適合性評価と相互運用性試験　（PP 決議177）

入力文書：　Doc./1(§3.10), 4(CHN), 10(RUS)

2010年の全権委員会において、より良いサービスや品質を維持し、設備、サービス及びシステムのより高い相互運用性を確保するとともに次期RAに貢献し、適切な行動を促すため、適切なITU勧告に基づく適合性評価手続を採択することを求める決議177が採択された。

本事項に対応するためにITU内には3つのセクターをまたがるタスクフォースが設置されたところであり、BRは適合性評価と相互運用性試験の将来的な適用性やITU-Rの勧告に基づく認定マークプログラムの可能性について検討している。

中国はこの問題をRAGで議論し、関連する勧告をBR局長及びSGへ提出することを提案したが（Doc./4）、フランスが技術標準であるITU-Tの勧告とITU-Rの勧告は性質が異なるため混同すべきではないと指摘し、スウェーデン、米国がこれを支持したことに加え、カナダからも、理事会に送られるべき問題であり、前述のインターセクタータスクフォースにおける活動を見守りつつ、必要があればRAで議論するというのが適切であろうとの提案があったことから、本会合では特にアクションはとられないことで合意された。

本件に関しITU-Rでも検討を開始し、新たなRA決議採択の準備を行うことを提案するロシアからの寄書（Doc./10）についても、RA決議採択まで視野に入れた活動は具体化されなかった。ドイツから、このようなプログラムの運用にどれほどのコストがかかるかといった点を考慮することは重要であることから、こういった「ビジネスプラン」の観点からの検討をTセクターが主導し、Rセクターは、TSB局長から理事会に提出される情報や前述のインターセクタータスクフォースの進捗を適宜、確認すべきであるとの意見が出され、合意された。

5.3 副議長の数　（PP 決議166）

入力文書：　Doc./1(§3.9), 9(RUS), 15(§5)(IRN), 16(USA)

2010年の全権委員会議において、SG等における副議長の数に関する決議166が採択されたことから、RAにおいてSG等における議長・副議長数の適切な基準構築が求められているところである。これについて、ITU-R決議15-4を改定するというロシアからの寄書（Doc.9）は議長ノートされた。

これに対し、米国からは現状は満足できる体制であり、ITU-Rは他のセクターと異なっており、この件について特段、セクター間の調和は必要ないと考えられることから、変更の必要はないとの意見が提示された（Doc./16）。ただし、ITU-Rでは概して要職における女性の起用が進んでおらず、今後は議長・副議長職をはじめとする要職により多くの女性を選任すべきこと（gender balanceの考慮）が強調された。米国の現状がうまく機能しているという意見にはスウェーデン、イタリア、中国が賛同した。

一方、イランからはどのような基準で要職が選定されるのかが不明瞭であり、開発途上国がこれらの職を務めることを支援するためにも、この基準を明確に定義することが必要であるとの意見が出された（Doc./15(§5)）。

これに関連して、サウジアラビアは地域間のバランスを維持することが重要であるとし、UAEもこれを支持した。特に、ITU-Rでは同じ地域から2～3人の副議長が選任されていることがあるが、6つの地域から副議長がバランスよく選ばれるようになるメカニズムが必要であると主張した。

さらに、カナダからは前回のRAにおけるSG等の副議長職選出については、このような基準の作成が困難で、実際には立候補者の中から誰かを選任しないという決断を下すのは容易でなく、結局のところ立候補した者は全員、選任されたという過去の経緯が紹介された。

このように様々な意見があるため、本件についてはCGを設置して継続検討することが適切とされ、ToRが作成された（TEMP/3参照）。

5.4 セクター間ラポータグループ　決議ITU-R 6

入力文書：Doc.2 (I)

セクターをまたがるラポータグループの設置に関する条項を決議ITU-R 6-1及び決議ITU-T 18に追加することを提案するイタリアからの寄書（Doc./2）を日本は支持したが、米国（SG1議長）がセクター間の協力は、これまでの経験からSGやWPレベルなど下層レベルの組織にてRGやCGを設置し、そこに他グループからの参加を促すというメカニズムが最も効果的に機能していることから、公式なRG設置に関する条項は不要であると反対した。

イランはイタリア提案の主旨は理解できるが、具体的な対応にはまだ時間が必要であることから、議長ノートし、BR局長がTセクターとDセクターの局長と協議することを促し、必要に応じてRAで検討すればよいと主張した。ドイツもこれに賛成し、イタリアもRAで検討すべきという点がそもそもの主旨であることから、本会合においては議長ノートのみとされた。

5.5 気候変動

入力文書：Doc./12(RUS), 13(ITU-T)

WiFiやその他の無線技術を使い、環境問題や気候変動に関する調査に貢献することを奨励する新決議の作成をロシアが求め（Doc./12）、カナダ、オランダ、サウジアラビアが主旨には賛同したものの、本決議が想定する具体的なアウトプットが不明瞭であること（イラン、ドイツ）、本事項は全権委員会議やその他のITU機関でも検討されていることからITU全体としての取組を考える必要があること（スウェーデン、カナダ、イタリア）などの理由から、議長ノートされ「RAGにおいて新決議を採択する可能性が検討された」と記録されることで合意された。また、Tセクターから本事項についてはITU-T SG5が主に活動を主導している、との情報共有文書も併せて議長ノートされた。

5.6 WSIS（World Summit on the Information Society）

入力文書：Doc./11(RUS)

WSIS（World Summit on the Information Society）の結果を反映・実施するために新しいITU-R決議の作成を提案するロシアからの寄書（Doc./11）については特に賛成意見も反対意見もなく、現時点では議長ノートされるのみに留まった。

1. WRC-12 関係事項

6.1 CPM会合

入力文書： Doc./1(§6.1)

2010年2月にCPM会合が無事終了し、6カ国語によるCPM報告書が完成したことが報告された。特段、議論はなかった。

6.2 BRと各地域の活動

入力文書： Doc./1(§6.2)

WRCに向けた準備を目的としてINFO会合第1回、第2回がそれぞれ2009年、2010年に開催されたことがBRから報告され、第3回（最終回）は2011年11月7～8日に予定されていることが連絡された。

これに対し、11月の段階では既に各地域におけるWRC準備に関する地域会合が終了した後のタイミングになること、これらの会合の見解はITU-Rのウェブサイトに情報が掲載されることなどの理由から、不要ではないか、との意見がサウジアラビアから出され、イランがこれに賛同した。一方で、各地域の見解を把握できるよい機会であるため第3回を是非開催して欲しいとロシアが要請し、カメルーンがこれに賛同した。

特に、アフリカ諸国におけるWRCに向けた準備が不十分であるとの懸念から、INFO会合の時期にアフリカ諸国がWRCの準備活動にあてられる時間を確保することはできないかとカメルーンが問題提起した。これに対しイランはINFO会合の日程そのものを、このアフリカ諸国向けのWRC準備会合にあてればよいと提案し、議長ノートされた。INFO会合の主旨をどのようにするかは今後、BRが地域会合や各主管庁らと調整し、結論を出すこととされた。

※　その後、第3回INFO会合は2011年11月7～8日に当初の予定と目的の通りで、開催されることになった旨が発表された[[2]](#footnote-3)。

6.3 決議80 (Rev.WRC-07)

入力文書： Doc./1(§6.3)

決議80に関するRRBの報告書案がウェブサイトに掲載されていることが連絡された。本報告書案ではRR第13.6号の適用、有害な干渉問題が解決していない割当て状況、現行の衛星調整・通告に関する課題等を検討しており、WRC-12までに報告書を完成させる予定である。

これに対し、イランはこれまで決議80に対する入力文書がなかったことからRAGで審議する議題ではないとした。また、カナダも本事項に関しては過去にRAGでCGが設置された際にも入力文書がなかったことを踏まえ、イランに賛同した。

一方で、サウジアラビアは、これまでも例えばRR第11.41号等について議論したように、決議80についてもRAGが主導し、加盟国に注意を喚起したことはあるとして、RAGが局長に対する助言を提供することは適切であると反論した。

これらの議論の後、本件は議長ノートされ、本決議についてはWRCレベルで検討することが適切であるとされた。

6.4 更新されるべき脚注に対する注意喚起

入力文書： Doc./23 (SG5議長)

脚注5.462A で定めるEESSの暫定PFD値に関してWRC決議124のもと研究が実施され、2000年に勧告ITU-R F.1502が作成・承認されたものの、その後のWRCにおいて何のアクションもとられなかったために、10年以上経つ現在でもRRの脚注5.462Aがいまだ更新されていないという問題があるため、これを議題8.1.2（RR の適用の際に生じた困難又は矛盾）に含めることを提案する文書がSG5議長から説明された。この提案にはサウジアラビア、イランが賛同し、本文書は議長ノートされた。

1. 戦略、財務、運用計画

7.1　2010年のパフォーマンス・レポート

入力文書： Doc./1(§7)

BRから簡単に文書の紹介があったのみで特にコメントや議論はなかった。

7.2　2012～2015年の運用計画案

入力文書： Doc./1(§7), 15(§4)(IRN)

時間的制約からこれら2点の寄書は具体的に紹介されなかった。しかし、今後の運用計画案という重要なテーマにおいて詳細を議論する時間がないのは非常に残念なことであるとイランが発言し、次回のRAG会合では運用計画案について詳細を審議するというタスクを議題に上げ、十分な時間を確保することを求めた。これを受け、BR局長は2012～2015年の運用計画案のハイライト（1）地デジ移行や次世代ネットワークなど周波数管理の最先端テーマへの対応　2)BR内部の情報システムの刷新　3）BR職員の生産性・スキル向上について簡単に言及し、上記のイランからの要請は議長ノートされた。

7.3　戦略計画

入力文書： Doc./1(§3.1), 7(IRN)

BR局長より決議71に基づく戦略計画（Doc./1§3.1）が簡単に紹介されたが、特にコメント・議論等はなかった。

次に、イランからDoc./7が紹介され、PPの決議71を実行に移すために、より具体的にその内容等を検討するCGを設置し、次回の戦略計画の質の向上を目指す必要があると問題提起された。この意見を受け、カナダから今後のCG活動にあたっては、戦略計画で使われている様々な用語（例：「ゴール」「目標」「アウトプット」「期待される結果」）の定義づけや異なる用語の相関関係が紹介されていること、また、これらの用語を使いながら近年、重要性が増している「結果重視の予算や結果重視のマネジメント（Result　Based　Budgeting、Result　Based　Management）」の考え等も紹介されていることなどの理由から、理事会グループと財務グループの文書も適宜、参考にするべきとの助言があった。

また、PPの決議71については長時間、検討しているが、どのように効果的に実現できるかについては多くの課題があるため、これらの遂行にあたり局長への助言を提供するRAGの役割の一部としてCGを設置することは有益である、とBR局長も賛同した。

これらの議論を経て、イランからの提案に則りPP決議71の実行について詳細を検討するCGを設置し、次回の戦略計画の質の向上に資することとなった（TEMP/5参照）。

1. セミナー＆ワークショップ

入力文書： Doc./1(§8)

BR局長から、セミナー、ワークショップはBRの主要な活動のひとつであり、世界的な無線通信の発展には周波数問題への対応が不可欠であることから、今後2年間でこの予算を倍増させたいと考えている点、また、今後は、ジュネーブに世界各国の関係者を集める形式ではなく、地域レベル、サブ地域レベルの会合をより強化し、同じ言語、同じ課題を共有する国が集まる1週間ほどの機会を増やしたいと考えている点、さらに、これに関連してITU職員の意識啓蒙・教育も重要となっている点や地デジ移行に伴うDigital　Dividendは世界的にみて特に重要なテーマであり、先進の成功例を世界レベルで共有していく必要がある点などが報告された。

イランから3セクターが連携した会合開催がより重要になっていくことが指摘され、BR局長からはそのような認識のもと、セミナーやワークショップの情報は従来のITUのセクター毎のページではなく、ITUのホームページから直接、閲覧できるようウェブサイトの設計が変更された点が報告された。その一方で、特定のテーマに係るセミナーが簡単に見つけられるよう、キーワード検索ができるようになっている。セクターをまたがるセミナーが開催されていることは好ましいことではあるが、予算面ではどのような処理がなされているのかをカナダ、UAEが質問し、BR局長から、予算の割当て体制はこれまでと変化はなく、セクター毎にセミナー用の予算が割り当てられており、当面はITUレベルとしてセミナーの予算を確保するような計画はない、と説明された。

1. TEMP文書の審議

以下のTEMP文書5点が審議・承認され、合計4つのCGが設置された。

9.1 BR情報システムに関するCGのToR

出力文書： TEMP/1

* + イランやUAEが情報システムの知的所有権やマイグレーションプロセスについても言及すべきと主張したが、その必要はないとされ、一部、修正を経て承認された。
  + CG議長：　Peter　Major氏（ハンガリー）、副議長：　Scott　Kottler氏（米国）

9.2 決議ITU-R 1/5（SG等の作業方法）に関するCGのToR

出力文書： TEMP/2

* + CGの活動目的についての記載を、決議ITU-R 1/5の「修正の可能性を検討する」という表現にすることで、承認された。また、韓国からの希望で、勧告文書のフォーマットの標準化だけではなく「勧告作成に関するガイドライン策定の可能性も検討する」という点が追記された。
  + CG議長：　Robin　Haines氏（米国）、副議長：　Kavouss　Arasteh氏（イラン）

9.3 決議166（SG等の副議長選出）に関するCGのToR

出力文書： TEMP/3

* + 「CGのアウトプットはできれば勧告ITU-R 15への修正案という形でまとめることが好ましい」との一文が追記され、承認された。
  + 議長：　Janis Dorin氏（カナダ）、副議長：　Vladimir Minkin氏（ロシア）

9.4 ITU-R戦略計画に関するCGのToR

出力文書： TEMP/5

* + Editorialな修正を経て、承認された。
  + CG議長：　Kavoous Arasteh氏（イラン）、副議長：　Veena　Rawat氏（カナダ）

9.5 第18回RAG会合　結論要旨

出力文書： TEMP/4

BRが用意したTEMP4（本RAG会合の結論要旨)ドラフトが提示されたが、内容を議論する時間はなかったため、コメントや修正要望がある主管庁は、2011年6月24日までに提出することとされた。

1. 次回のRAG会合予定

次回のRAG会合は、TDAG及びTSAGとできるだけ近い日程で開催すべきとの考え方から現時点では2012年6月25日～27日の開催を予定している。イランから、2012年初頭の開催を希望するとの意見があったが、RA、WRCが2012年初頭に開催されることを考えると難しいであろうとされた。

1. その他

11.1 BRからの連絡事項

BRから以下3点が報告された。

* + 「Presentation for WRC 12 and RA12」：WRC-12とRA-12に関するプレゼン資料があることが報告された（特に特に文書の紹介・議論はなかった）。
  + 「Membership Information Session」：
  + 新規メンバーの加盟に向けて努力しているが、実際には、セクターメンバーの数は年々、減少傾向にある。ITUへの知的貢献が減ること、ITUの会員費収入が減ること、ITUのイメージにもよくない影響を与えること、など会員数の減少は深刻な問題である。
  + この状況を踏まえ、ITUでは3セクターで連携した会員獲得に向けた努力、学術関係者へのアピール、カスタマーサービスの強化等に力を入れている。
  + WCIT（World Conference on International Telecommunications）に向けた準備
  + WCIT（World Conference on International Telecommunications）は2012年11月に開催される予定。理事会決議1312にてすべてのセクターにおける関連SGは必要な研究を実施し、WCITに貢献することとされている。これに向けた準備会合としての位置付けであるCWG（Council Working Group）の次回会合は2011年9月に開催される予定。その後、2012年2月、4月、6月にもCWGが開催され、WCITに向けた最終報告書を完成させる予定。
  + WCITの重要性を踏まえ、本会合に関する情報をTセクターのウェブサイトのみで紹介するのではなく、Rセクターのサイトにもリンクを張っておくことが有用であろうとイランがコメントし、BR局長が了承した。

11.2 UNIDROIT（ユニドロワ）

BR局長から、国連における衛星に関する新しい国際法の取組（UNIDROIT）が紹介された。UNIDROITは、衛星が打ち上げられた後、その所有権をつかさどる国際法がないという点、また、その一方で、衛星開発には多大なコストがかかるため、多くの場合、様々な金融機関が資金提供して打上げが実現しているという事実等を鑑み、衛星の所有権を国際的に管理する枠組みが必要ではないか、との問題意識から立ち上がった構想である。具体的には、航空業界で運用されているICAOのモデルを衛星分野にも適用することが検討されており、それぞれの衛星を誰が所有するかというデータを世界規模で一括管理する方向で動いている。

この実現には、民間組織が管理・運用するデータベースの構築を想定しているが、この民間組織の活動を監督・監視する役割を持つInter-Governmental組織の存在が求められている。BRでは、ITUがこの中立的なInter-Governmental組織としての役割を果たせるのではないかと考えている。これは正式には今後、理事会が検討するテーマであるが、BR局長から現状について上記のような報告がなされた。

これを受け、本事項は重要なテーマであるため、BRでの今後の内部検討に進捗があれば適宜情報共有して欲しいとの要請が南アフリカ、カメルーン、イランから求められ議長ノートされた。また、ロシアが衛星に係る法的問題としては軌道における衛星衝突の危険性が近年逼迫した問題になりつつある点を言及し、これらはどのような国際的な法的枠組みの中で取り扱われるのかを質問したが、UNIDROITはあくまで衛星の所有権の管理に関する取組であることから特に議論されなかった。

【入力文書】

| 文書番号(RAG/##) | 提出元 | 表題 | |
| --- | --- | --- | --- |
| 1 | Director, BR | Report to the eighteenth meeting of the Radiocommunication Advisory Group | RAG第18回会合報告書 |
| 2 | Italy | Proposal for a revision of Resolution ITU-R 6 and Resolution ITU-T 18 to include provisions for setting up intersector Rapporteur Groups | 決議ITU-R6および決議ITU-T18の改定案 |
| 3 | China | Approval of ITU-R Recommendations | ITU-R勧告の承認 |
| 4 | China | On the conformance and interoperability issues of radio equipment | 無線機器の適合と運用性の問題 |
| 5 | EDH　CG | Progress Report on EDH activities | EDHの活動報告書 |
| 6 | Italy | Recent Revision of Recommendation ITU-R BS.1514 - System for digital sound broadcasting in the broadcasting bands below 30 MHz | 勧告ITU-R BS.1514の最新の改定 – 30MHz以下の周波数帯におけるデジタル音声放送システム |
| 7 | Iran | Implementation of the Strategic Plan of the Union for 2012-2015 - Resolution 71 (Rev. Guadalajara, 2010) | 決議71に対する2012-2015の戦略的計画の実行 |
| 8 | Russia | Harmonizing deadlines for the submission of contributions and the registration procedures for meetings | 会合寄書提出期限および登録方法の統一化 |
| 9 | Russia | Draft Revision of Resolution ITU-R 15-4 - Appointment and maximum term of office for Chairmen and Vice-Chairmen of Radiocommunication Study Groups, the Coordination Committee for Vocabulary and of the Radiocommunication Advisory Group | 決議ITU-R 15-4の改定案 – SG、調整委員会、RAGの議長および副議長の任命と最長就任期間 |
| 10 | Russia | Proposal for draft New Resolution ITU-R - Studies related conformance and interoperability testing for radiocommunication equipment and systems and assistance to developing countries | 新決議ITU-R案 – 開発途上国の無線機器およびシステムの適合と運用性試験に関する研究 |
| 11 | Russia | Role of the ITU Radiocommunication Sector in implementing the outcomes of the World Summit on the Information Society | WSISの計画実行におけるITU-Rの役割 |
| 12 | Russia | Draft new Resolution ITU-R - The use of wireless technologies and radio systems for environment protection and preventing further climate change | 新決議ITU-R案 – 環境保護および気候変動対策における無線技術・無線システムの活用 |
| 13 | ITU-T | Information Document - ITU-T activities on ICT, climate change and the environment | ICT、気候変動、環境におけるITU-T活動に関するINFO文書 |
| 14 | BR | Review of the BR information systems | BR情報システムの見直し |
| 15 | Iran | Issues for the consideration of the Radiocommunication Advisory Group | RAGにおける課題 |
| 16 | United States of America | Number of Vice-Chairmen of Sector Advisory Groups, Study Groups and other Groups | SAG、SG、その他のグループにおける副議長の数 |
| 17 | United States of America | Clarification of the scope of ITU-R Working Parties in discussing Regulatory issues | 規制問題におけるITU-R WPの位置付け |
| 18 | United States of America | Improved Audio/visual Capabilities for Paperless Meetings in the ITU-R | ITU-Rの紙媒体を使用しない会合の改善 |
| 19 | Chairman, SG5 | Arrangement of the Study Group Meeting | SG会合の調整 |
| 20 | Japan | Review of the text under the definition of Recommendation in Resolution ITU-R 1-5 | 決議ITU-R 1-5における勧告文書の見直し |
| 21 | Japan | Treatment of Opinion ITU-R 95 - Cooperation and harmonization in the future activities of the Radiocommunication (ITU-R) and Telecommunication Standardization (ITU-T) Sectors | ITU-R 95 – ITU-RおよびITU-Tの将来の活動における連携とハーモナイゼーション |
| 22 | Chairman, SG5 | Liaison activity with ITU-T Study Groups | ITU-T SGとのリエゾン活動 |
| 23 | Chairman, SG5 | Study result addressed in Recommendation ITU-R F.1502 responding to Resolution 124 (WRC-2000) | 決議124(WRC-2000)に対する勧告ITU-R F.1502における研究成果 |
| 24 | Korea | Proposals to improve working procedures toward RA-12 | RA-12に向けた提案書 |
| 25 | Director, BR | Final List of Participants - Radiocommunication Advisory Group (Geneva, 8-10 June 2011) | 最終会合参加者リスト |

【出力文書】

| 文書番号(RAG/##) | 表題 | |
| --- | --- | --- |
| 1 | Draft Terms of reference of the Correspondence Group on BR Information Systems | BR情報システムに関するコレスポンデンスグループのToR |
| 2 | Terms of reference of the Correspondence Group on Resolution ITU-R 1/5 | 決議ITU-R 1/5に関するコレスポンデンスグループのToR |
| 3 | Terms of reference of the Correspondence Group on Resolution 166 (Guadalajara, 2010) | 決議166に関するコレスポンデンスグループのToR |
| 4 | Draft Summary of Conclusions | RAG会合要旨　報告書案 |
| 5 | Draft Terms of Reference of the Correspondence Group on the ITU-R Strategic Plan | ITU-R戦略的計画に関するコレスポンデンスグループのToR |

1. <http://www.itu.int/net/pressoffice/press_releases/2011/18.aspx> [↑](#footnote-ref-2)
2. http://www.itu.int/ITU-R/index.asp?category=conferences&rlink=wrc-12-info-11&lang=en [↑](#footnote-ref-3)